

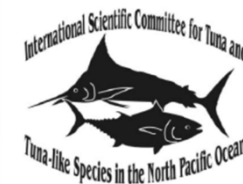
WCPFC北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会
議事(3)-① 太平洋クロマグロの資源状況について



水産研究・教育機構
水産資源研究所 広域性資源部



太平洋クロマグロ資源の資源評価



❖ 北太平洋まぐろ類国際科学委員会 (ISC)

- 北太平洋に主に分布するまぐろ・かじき・さめ類資源の調査・研究を行う科学委員会.
- WCPFCおよびIATTCに対して、資源評価の結果等を提供する.

❖ くらまぐろ作業部会

- 太平洋クロマグロの調査・研究を担当するISCの作業部会.
- 管理戦略評価 (MSE) の技術開発も担当.
- 日本、台湾、韓国、メキシコ、米国、IATTCのまぐろ類研究者らで構成される.
 - ✓ 水産機構の研究者が日本代表団として参加.

❖ 2024年クロマグロ資源評価

- 2021年7月～2023年6月までの2年分のデータと、新たに明らかになった科学的知見を取り入れて実施.
- 本年7月のISC本会議で報告され、その承認を受けて最終化される.
- また、本年のIATTC、WCPFC、および合同作業部会等にも報告され、保存管理措置の検討材料となる.

漁獲量

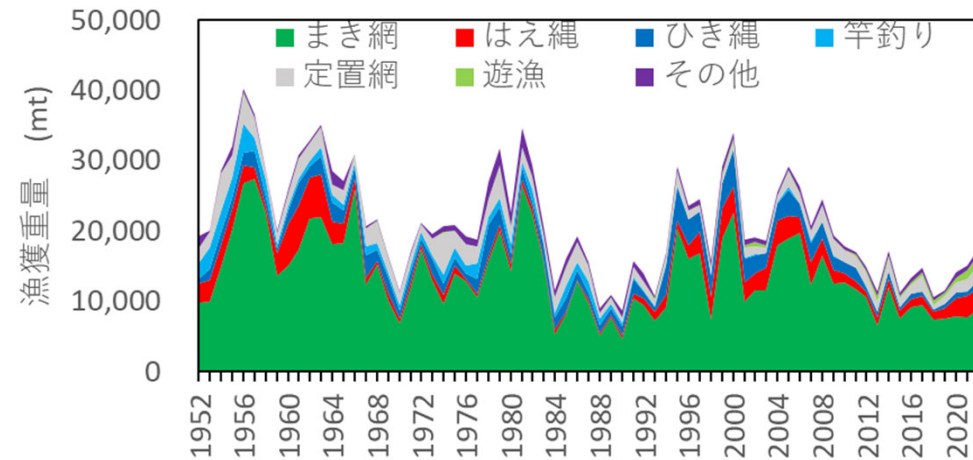
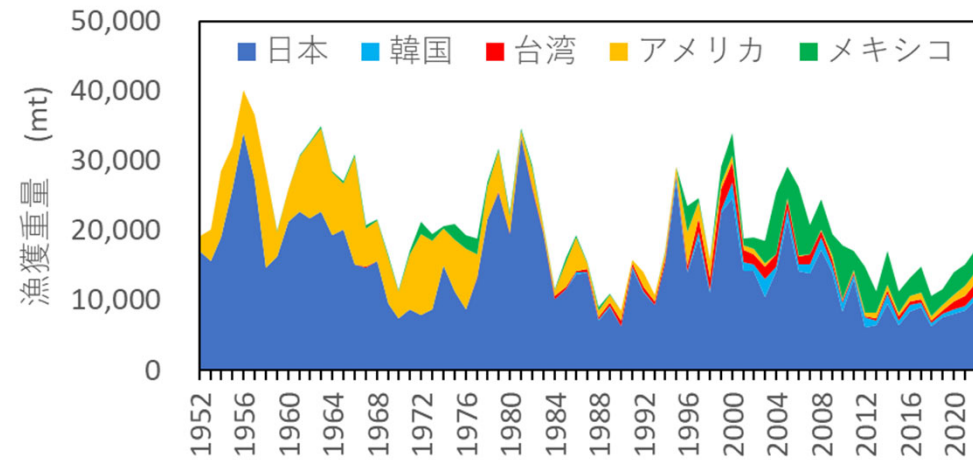


❖ 報告されているほぼ全ての漁獲量をカバー

- ISCメンバー(日、台、韓、墨、米)からの報告漁獲量.
 - ✓ 日本は、沿岸、沖合漁業、遊漁、その他全ての漁獲を報告.
- WCPFCの公開データ等から、ISC以外の漁獲を集計.
 - ✓ 熱帯域や南半球での漁獲も考慮.
- これらに加え、報告外の漁業関連の死亡(放流後死亡、投棄、未報告etc)を推定し、考慮している.

❖ 漁獲の動向

- 管理が強化された2015年以降は低水準.
- 2018年以降、若干の回復傾向.
 - 日本や台湾での漁獲枠の消化率の向上.
 - 2022年からの増枠.
 - 米国遊漁の増加傾向.



資源量指数(CPUE)

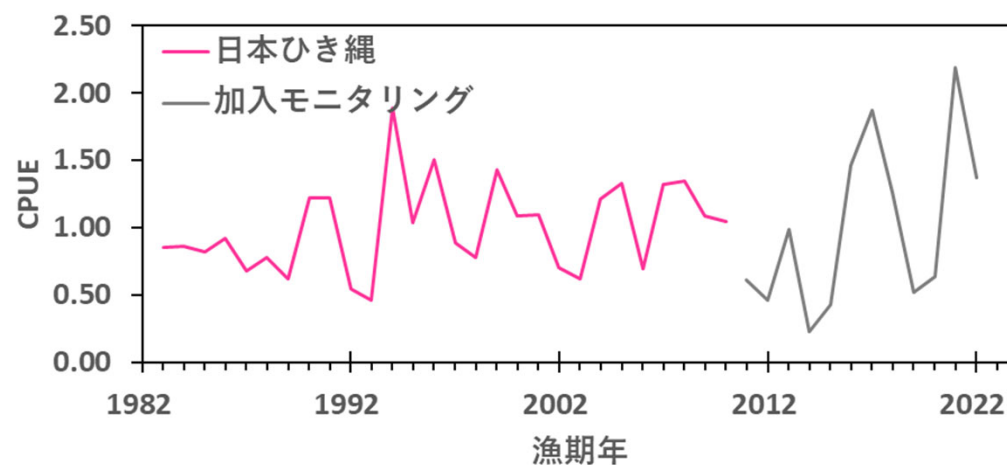
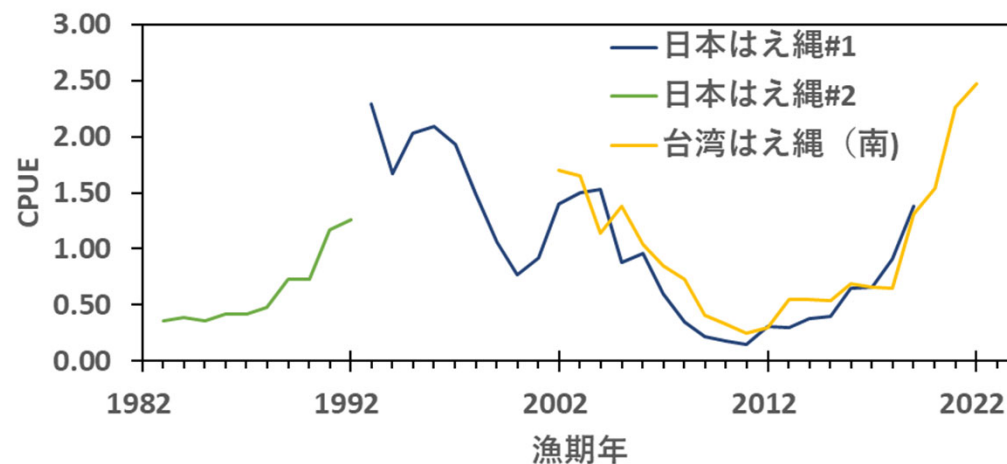


❖ 親魚指標

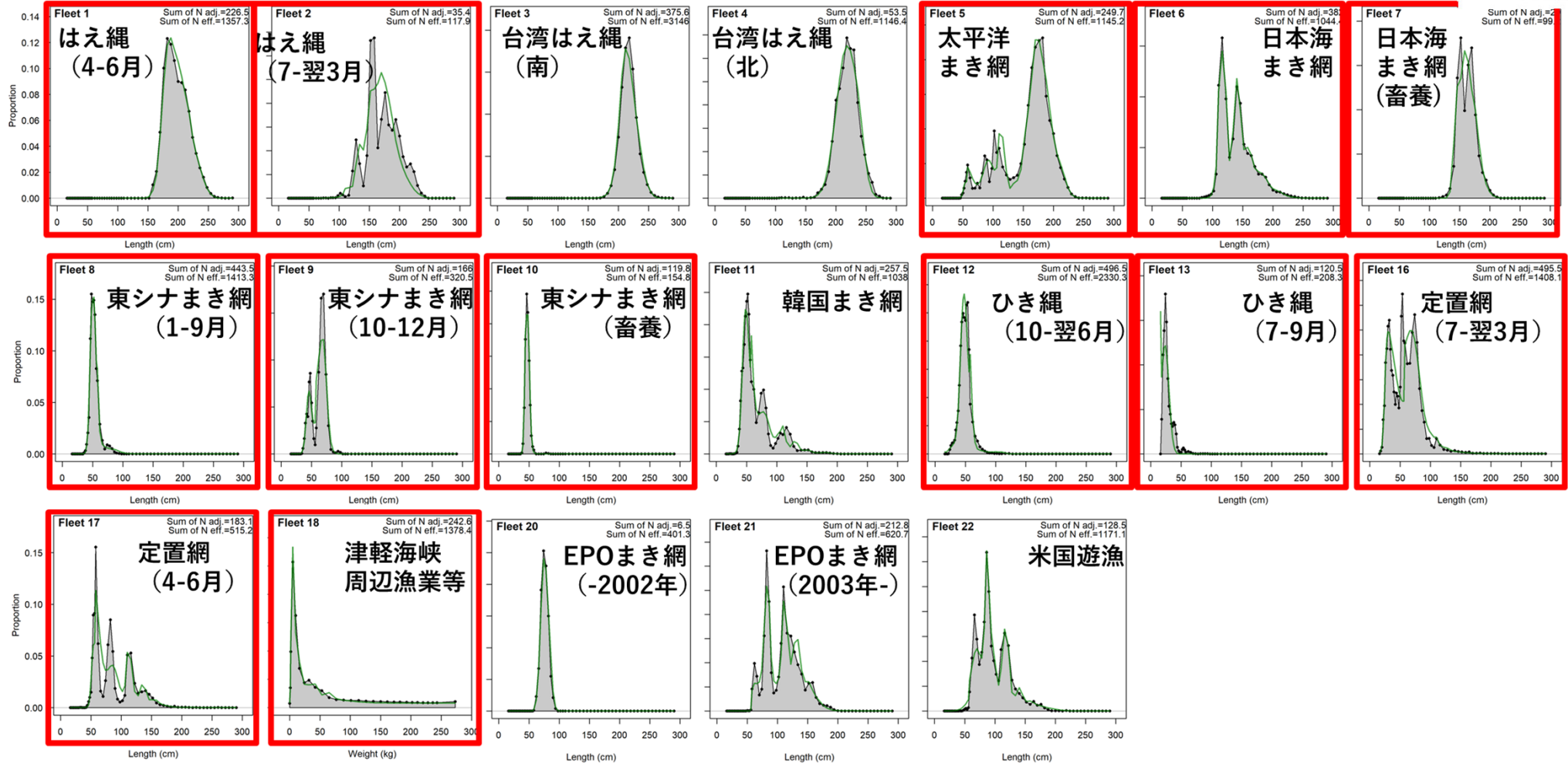
- 台湾CPUEは回復傾向.
- 日本はえ縄の2020漁期年以降のCPUEは含まない.
 - ✓ 操業パターンの変化のため.

❖ 加入量指標

- 日本ひき縄CPUEの2011年以降のCPUEは含まない.
 - ✓ SSBの過小推定の原因の1つであったため.
- 水産機構で実施している加入モニタリング調査CPUEを、資源評価結果の妥当性の検証のために使用.



サイズデータ(全データ平均)



新たに取り入れたデータ及びモデルの主な改善点

❖ データ

- 2年分(2021年7月～2023年6月)のデータ更新.
- 日本のまぐろまき網のサイズデータの活用.

❖ モデル

- 資源評価の期間を短縮.
 - ✓ 開始年を1952年から1983年に変更.
- 資源評価結果のバイアス解消のための観測モデルの修正.
 - ✓ 加入量指数の短縮.
 - ✓ サイズデータの重み付け変更.

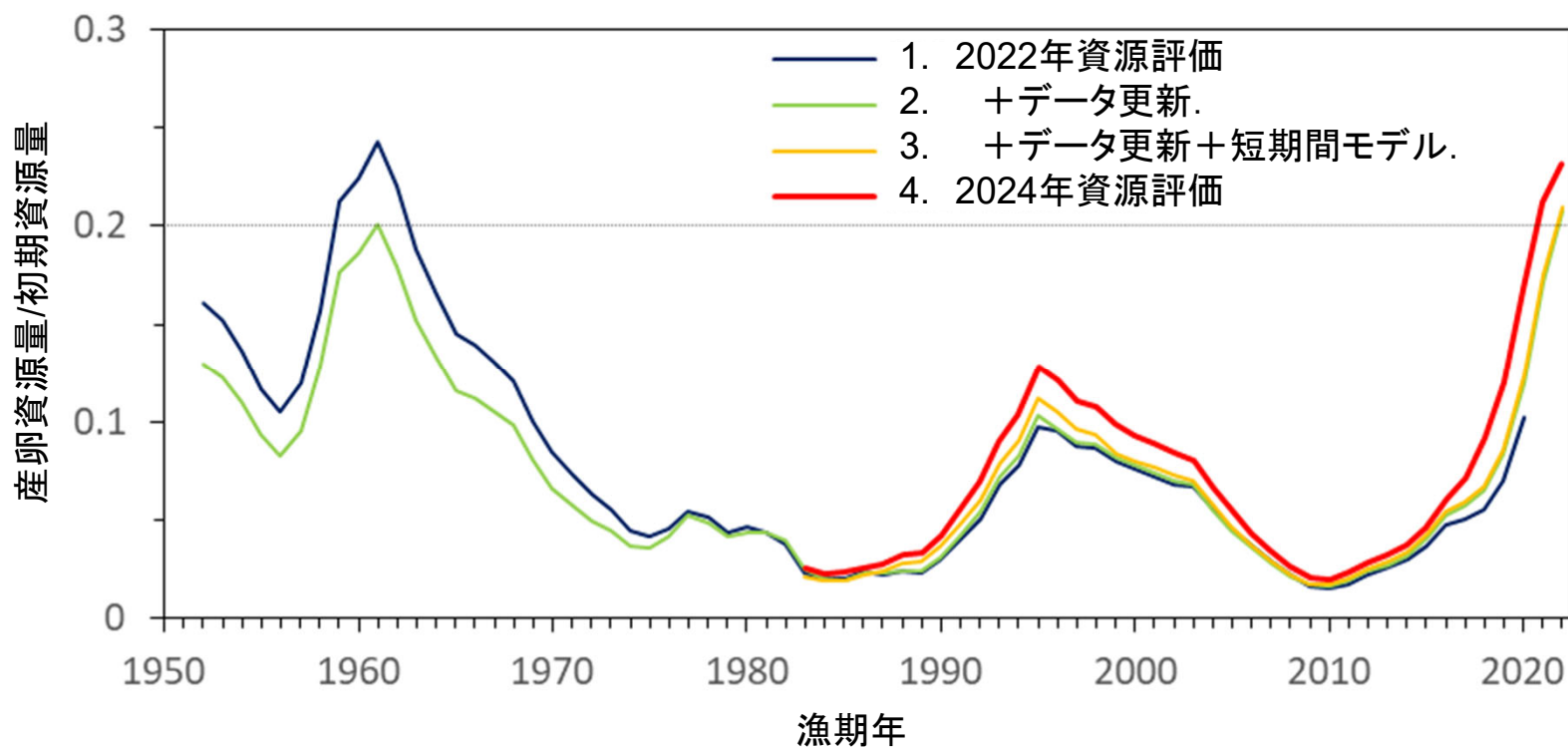
❖ 生物研究

- 成長のばらつきの推定方法の改善.

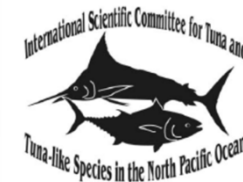
結果：前回の資源評価との比較



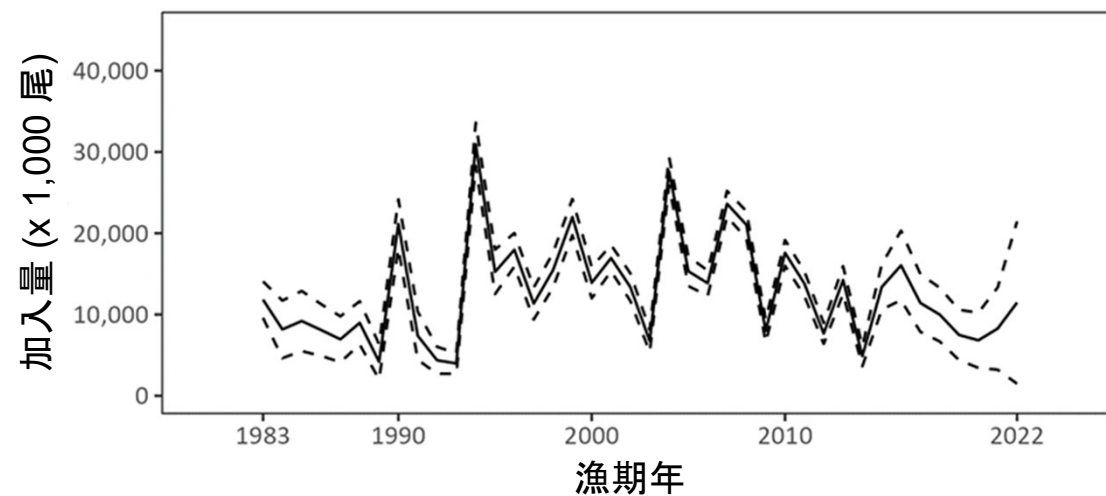
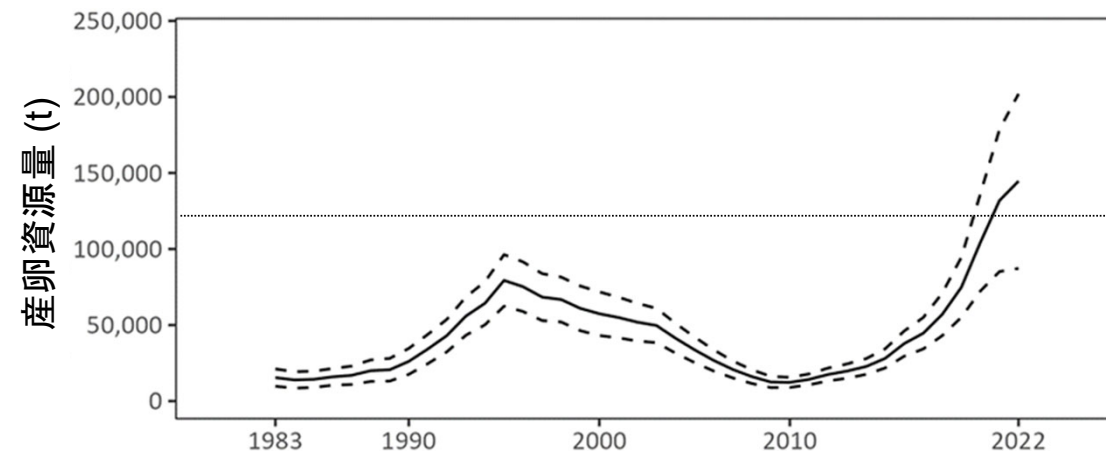
- 単純に2年分のデータを更新することで、産卵資源量の大幅な回復が推定された。
- モデルを短期間化することは、結果には影響しなかった。
- 2024年資源評価では、前の評価に見られたバイアスを取り除いたことで、若干楽観的な結果となった。



結果：産卵資源量(SSB)と加入量

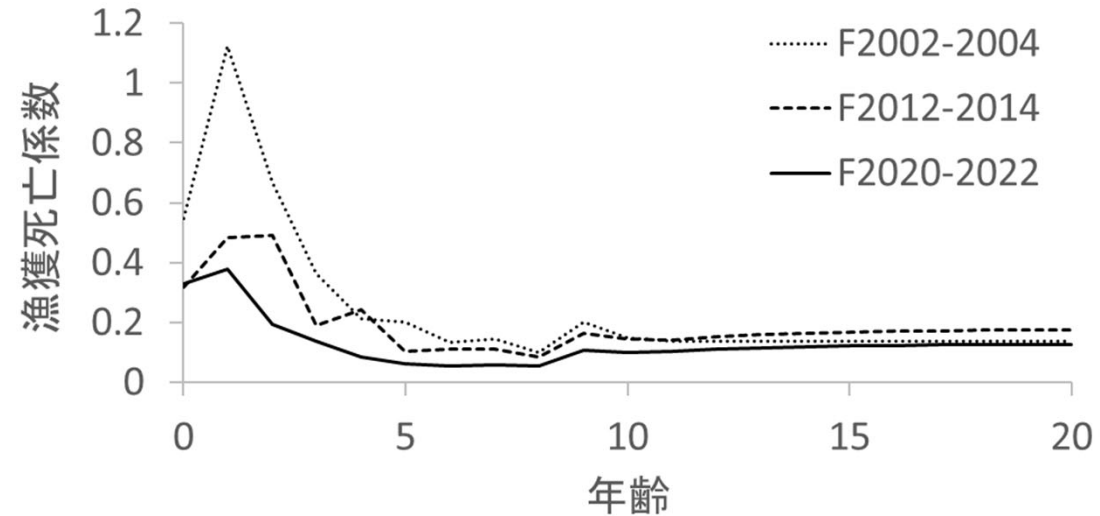
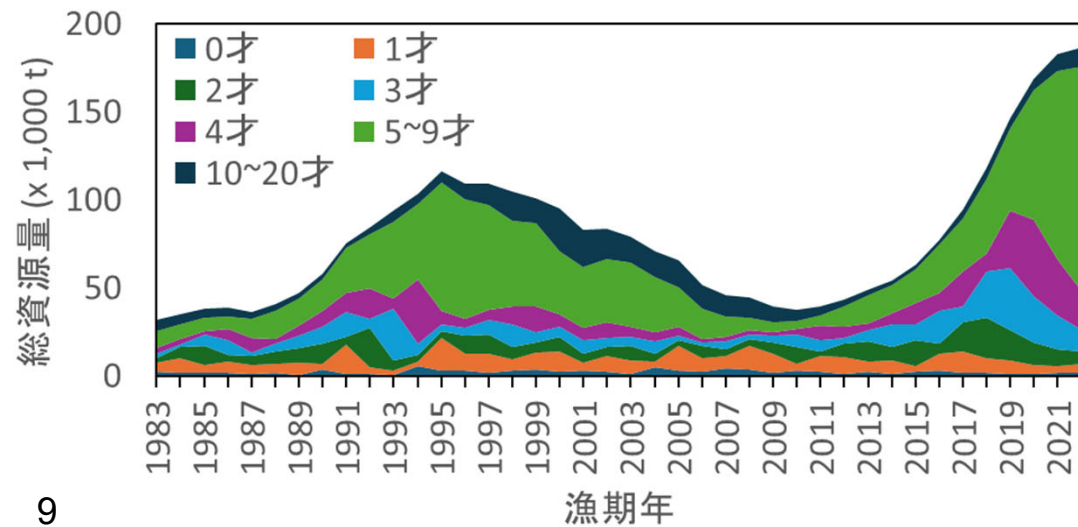


- ❖ SSBは2010年まで減少、以降は回復。
 - 2022年のSSBは約144,000トン（初期資源量の23.2%）.
 - 2021年に次期回復目標（初期資源量の20%）を達成.
 - 最終年のSSBには比較的大きな不確実性.
- ❖ 加入量は明瞭な傾向なく変動。
 - 2016年級は高い加入と推定された.
 - 2019-21年級は低い加入と推定された.
 - ✓ 不確実性が高いことに留意.



結果：年齢別漁獲死亡係数および暫定管理基準値

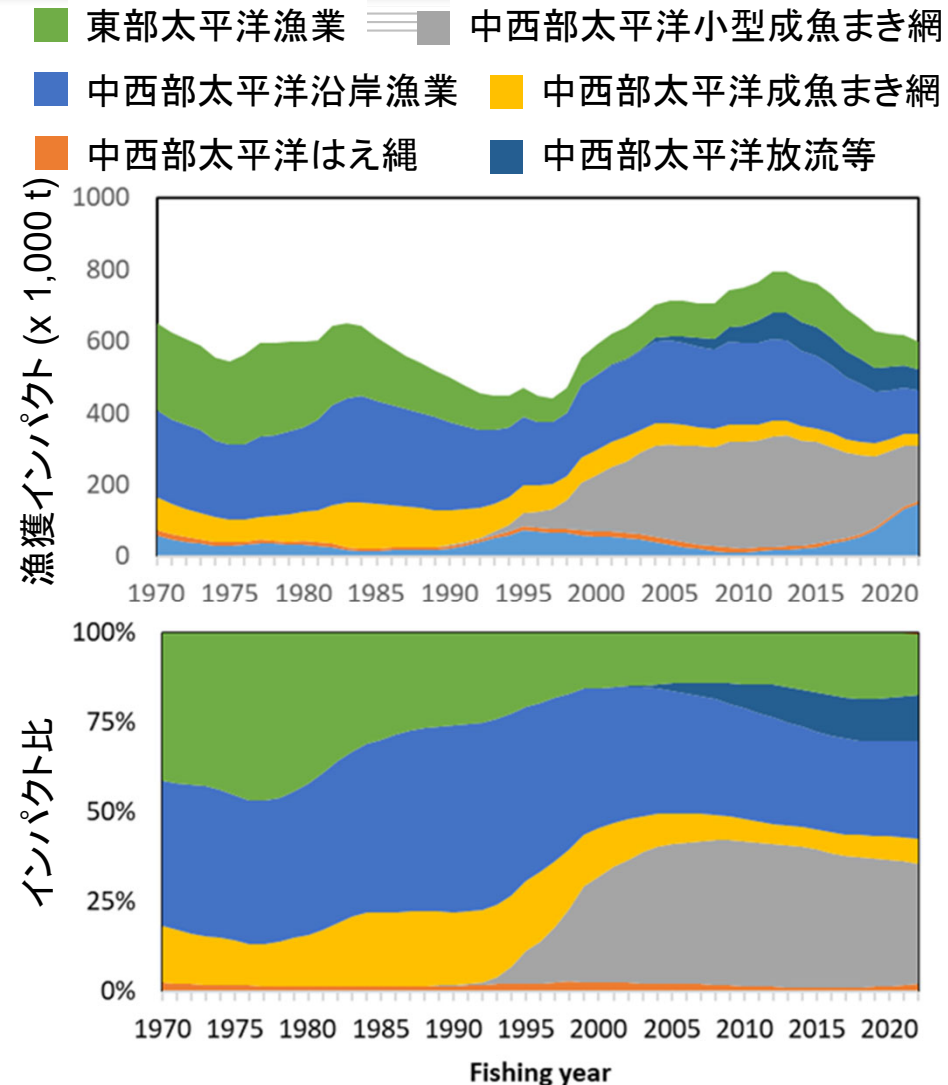
- ❖ WCPFC基準年(2002-2004年)や漁獲量に上限が導入された当初(2012-2014年)と比較して、近年(2020-2022年)は若齢魚に対する漁獲死亡率(F)が著しく減少している。
 - 2015年以降に全漁業において小型魚漁獲を削減した効果。
- ❖ 2015-2017年に生まれたクロマグロが、低いFの中で多く生き残り、現在の5才以上の資源として資源回復に貢献している。



漁獲インパクト



- ❖ “もし過去の漁獲が無ければ、どれぐらいの産卵資源が残ったであろうか”を推定し、現状の資源量との差分を“漁獲によるインパクト”として可視化したもの。
 - 現在のWCPFCでの、資源管理の議論において、この東西比が使われている。
- ❖ ほとんどの漁業グループにおいて、産卵資源に対する漁獲インパクト(絶対値;上図)は減少傾向にあり、産卵資源の回復に寄与している。
 - WPOの放流後死亡等(unseen catch)のインパクトが減少しておらず、相対的に高い割合を占め始めている。
- ❖ 2022年時点の漁獲インパクトの東西比率は17:83.



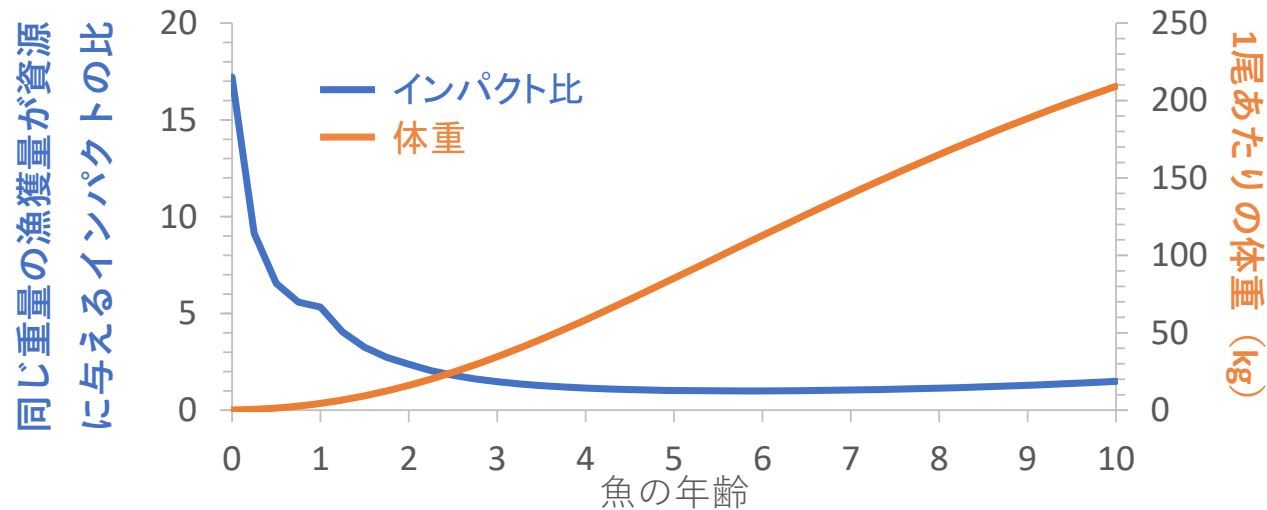
なぜ漁法によって漁獲インパクトが大きく異なるのか？

❖ 漁獲する魚の年齢と体重、自然死亡率が大きく関わる

✓ 0才時点での1トン(373尾)は、3才で110尾(およそ1/3)となるが、体重は約20倍になる。

✓ 3才時点での1トン(19尾)は、6才で9尾(およそ半分)となり、体重は約2.6倍になる。

○ 成長が早いので、成長による資源の増加を待たずに獲ってしまうと、将来への影響(インパクト)が大きい。



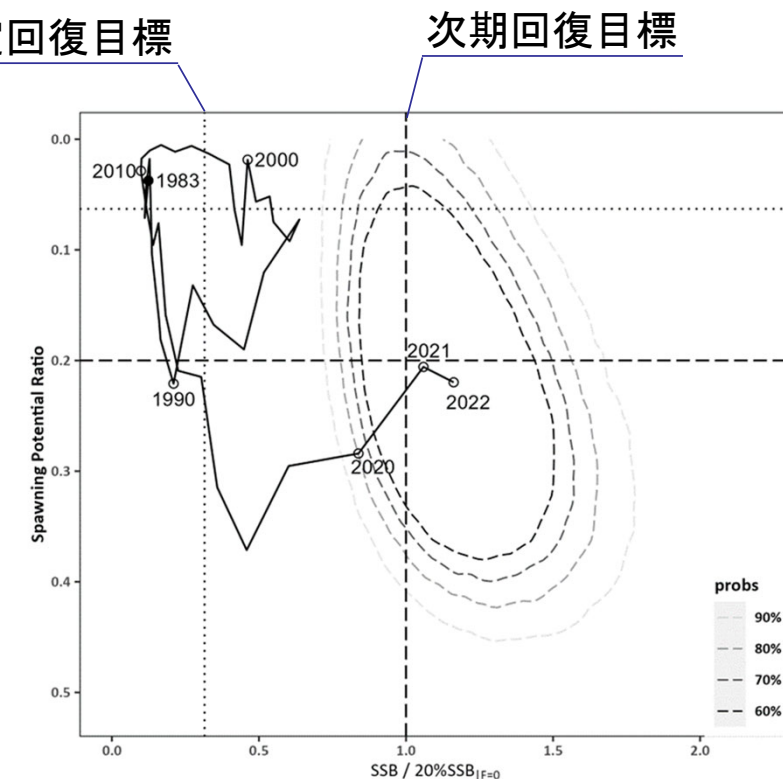
年齢	0	1	2	3	4	5	6
体重 (kg)	2.7	12.5	29.3	52.1	78.4	106	133
自然死亡後の生残率 (0才時点からの生残率)	30%	15%	11.4%	8.9%	6.9%	5.4%	4.2%
1トンあたりの尾数	373尾	80尾	34尾	19尾	13尾	9尾	8尾

資源状態の評価(抜粋)

クロマグロの産卵資源量(SSB)は過去12年間で劇的に回復しており、これは直近10年に小型魚に対する漁獲圧(F)が減少したことに同期している。最近年(2022年)のSSBは、初期資源量の23.2%であり、SSBが初期資源量の20%を上回る確率は75.9%であると推定された。

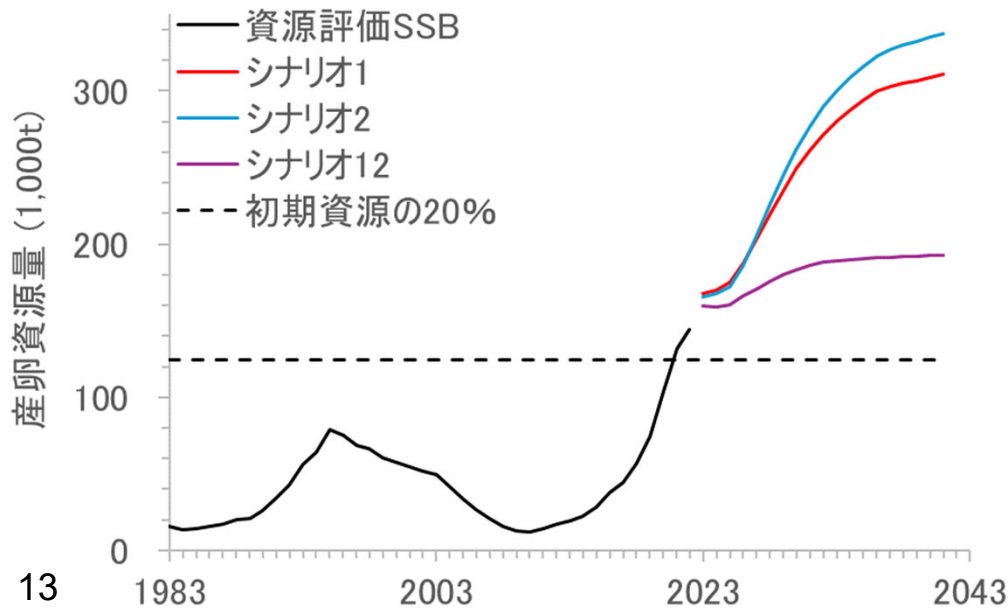
これらの結果から、クロマグロの資源状態は下記のように評価された:

1. 本種の資源量についての管理基準値は決まってい
ないが、他のまぐろ類で使用される基準(例えば20%SSB_{F=0})
と比較して資源は減り過ぎの状況にはない。SSBは、2017年
に暫定回復目標を、2021年に次期回復目標を達成したと
推定され、これはWCPFC及びIATTCでの計画よりも早い
ペースとなっている。
2. 本種の漁獲圧力についての管理基準値は決まってい
ないが、近年(2020-2022年)の漁獲死亡係数は、初期資源
の23.6%を取り残す水準であり、WCPFCなどで使われる
一般的な乱獲の基準を下回っている。



結果：将来予測（現行措置および増枠シナリオ）

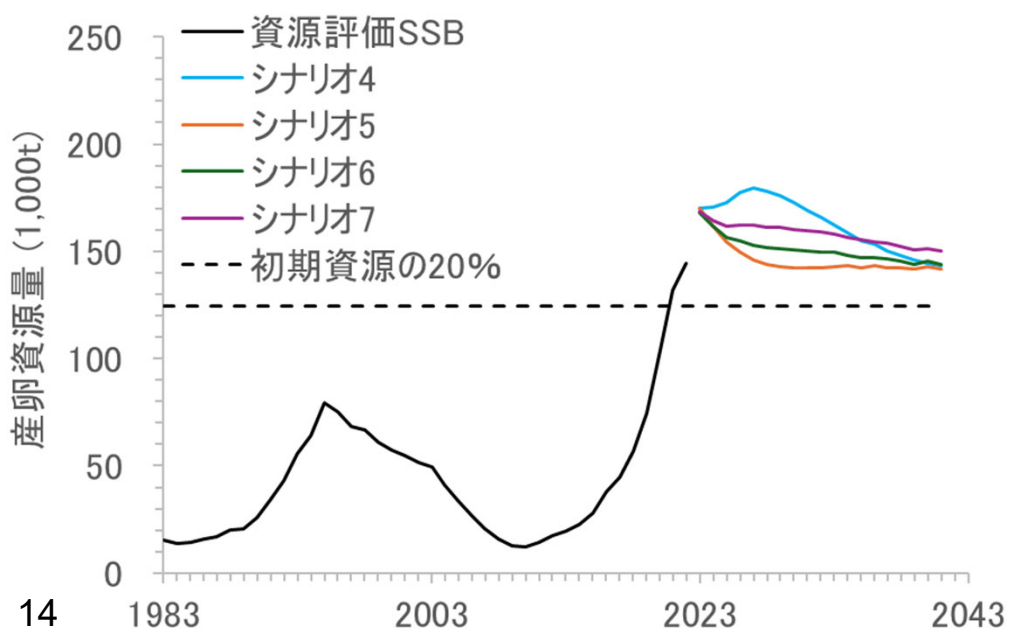
- ❖ 現行措置（シナリオ1）の下では、資源は初期資源量の40%よりも高い水準まで回復するであろう。
- ❖ 小型魚枠から大型魚枠への換算係数（1.47倍）を利用した移譲を最大限行った場合（シナリオ2）に、総漁獲量は現行措置よりも1,000トン程度多く、より高い水準まで資源が回復する。
- ❖ 漁獲圧を30%FSPR一定で管理した場合に、東西太平洋で合計3万トン程度の漁獲量を保ちつつ、初期資源の30%まで資源を回復させることができる。



#	シナリオ			漁獲インパクト比(2034年)		20%SSB0を上回る確率(2041年)	2034年時点で期待される漁獲量(トン)				合計
	WCPO		EPO	WCPO	EPO		WCPO		EPO		
	小型	大型	商業				小型	大型	商業	遊漁	
1	現行措置の継続			78%	22%	100%	4,179	8,232	4,011	2,005	18,428
2	1,239 トン 減	1,940 トン 増	-	77%	23%	100%	3,256	9,895	4,018	2,189	19,358
12	FSPR30%			77%	23%	99%	4,812	19,436	5,668	733	30,649

結果: 将来予測(増枠シナリオ)

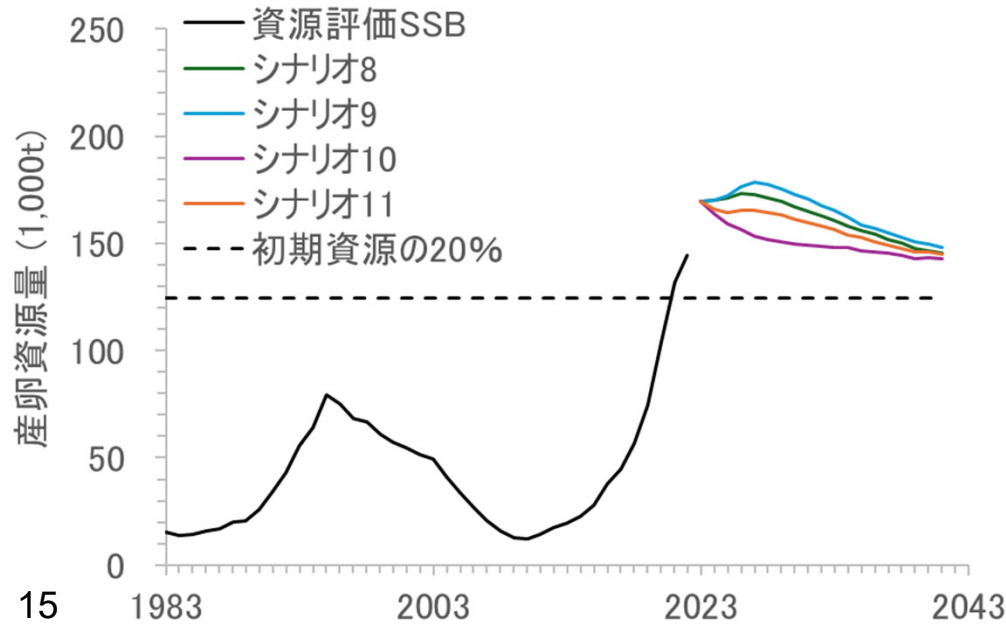
- ❖ SSBを初期資源の20%水準(次期回復目標)で管理する場合、現行措置からの大幅な増枠が可能となる。
 - 総漁獲量は、小型魚が多いシナリオ(シナリオ4)～大型魚が多いシナリオ(シナリオ5)で幅広い。
 - 東西太平洋の漁獲量のバランスを現行措置(シナリオ1)と等しくした場合でも、総漁獲量で3万トン以上の漁獲が可能となる(シナリオ6、7)。



#	シナリオ			漁獲インパクト比(2034年)		20%SSB0を上回る確率(2041年)	2034年時点で期待される漁獲量(トン)				合計
	WCPO		EPO	WCPO	EPO		WCPO		EPO		
	小型	大型	商業				小型	大型	商業	遊漁	
4	60%増枠	60%増枠	60%増枠	82%	18%	61%	6,540	12,969	6,332	926	26,767
5	現行措置	180%増枠	180%増枠	71%	29%	60%	4,383	20,799	11,224	1,055	37,459
6	20%増枠	163%増枠	108%増枠	78%	22%	60%	5,394	19,989	8,330	1,035	34,749
7	30%増枠	131%増枠	92%増枠	80%	20%	63%	5,739	17,717	7,673	1,026	32,156

結果: 将来予測(インパクト比探索シナリオ)

- ❖ 中西部太平洋と東部太平洋の漁獲インパクト比を70:30とするか、80:20とするかで、東西それぞれで見込める増枠の幅が大きく異なる(シナリオ8と9).
- ❖ 東西太平洋のインパクト比が同じであっても、小型魚と大型魚の漁獲上限の取り方によって、それぞれで見込める増枠幅が異なる(シナリオ9と11).



#	シナリオ			漁獲インパクト比(2034年)		20%SSB0を上回る確率(2041年)	2034年時点で期待される漁獲量(トン)				合計
	WCPO		EPO	WCPO	EPO		WCPO		EPO		
	小型	大型	商業				小型	大型	商業	遊漁	
8	30%増枠	30%増枠	190%増枠	69%	31%	61%	5,508	10,420	11,556	950	28,434
9	55%増枠	55%増枠	80%増枠	79%	21%	63%	6,620	12,456	7,196	953	27,224
10	10%増枠	130%増枠	190%増枠	70%	30%	60%	4,707	17,667	11,589	1,025	34,989
11	40%増枠	120%増枠	80%増枠	80%	20%	61%	6,006	17,233	7,205	1,000	31,444

管理勧告(抜粋)

1. クロマグロ資源は、2010年の歴史的最低水準から回復し、次期回復目標を達成した。
次の10年に資源が初期資源量の7.7%(IATTCでの限界管理基準値)を割り込む確率は無視できるほど低い;
2. 将来予測の結果から、漁獲上限の増枠は可能ではあるが、増枠幅を大きくするほど、初期資源量の20%を割り込むリスクが増加する;
3. 将来予測の結果は、定められた保存管理措置が厳格に守られていること、また生物学的条件が一定であることを見込んでいる。例えば、将来予測の結果には、投棄による死亡率は見込まれていない。投棄による資源の減耗は、将来の増枠の一部として考慮されるべきである;
4. 将来の加入量の不確実性や、加入変動が産卵資源に与える影響、さらに、漁業管理の影響で漁業実態が変化することを考慮して、クロマグロの加入量とSSBのモニタリングは継続される必要がある。
そのために、加入量指標と親魚資源指標についての研究は進められるべきである。
また、正確な漁獲情報は、適正な資源評価の基礎である。

2024年ISC太平洋クロマグロ資源評価まとめ

- ❖ 2024年3月に、ISCクロマグロ作業部会において資源評価を実施した。
 - 2年分のデータの更新と、さらなる資源評価の高精度化。
- ❖ クロマグロ資源が順調な回復傾向を見せていることが示された。
 - 2021年に次期回復目標(初期資源量の20%)を達成した。
 - 特に、2015年以降の全漁業を対象とした資源管理の効果があり、資源が急激に回復している。
 - 現在のクロマグロ資源は、乱獲状態でも乱獲が進行中でもない(20%SSB₀を基準とした場合)。
- ❖ 将来予測を実施した結果、一定の範囲で増枠は可能であることが示された。
 - 現在の換算係数による小型魚枠→大型魚枠の振替が資源回復に効果があることを確認した。
 - 東西の漁獲インパクト比および小型魚と大型魚の割合によって、増枠幅は大きく異なる。
 - ✓ 小型魚を多く漁獲するシナリオでは、全体の増枠幅は小さくなる。
- ❖ 漁業実態に変化が生じている中で、加入量や親魚量の指標開発のための調査手法の検討が必要。

WCPFC北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会
議事(3)-② 太平洋クロマグロの管理戦略評価(MSE)について



水産研究・教育機構
水産資源研究所 広域性資源部

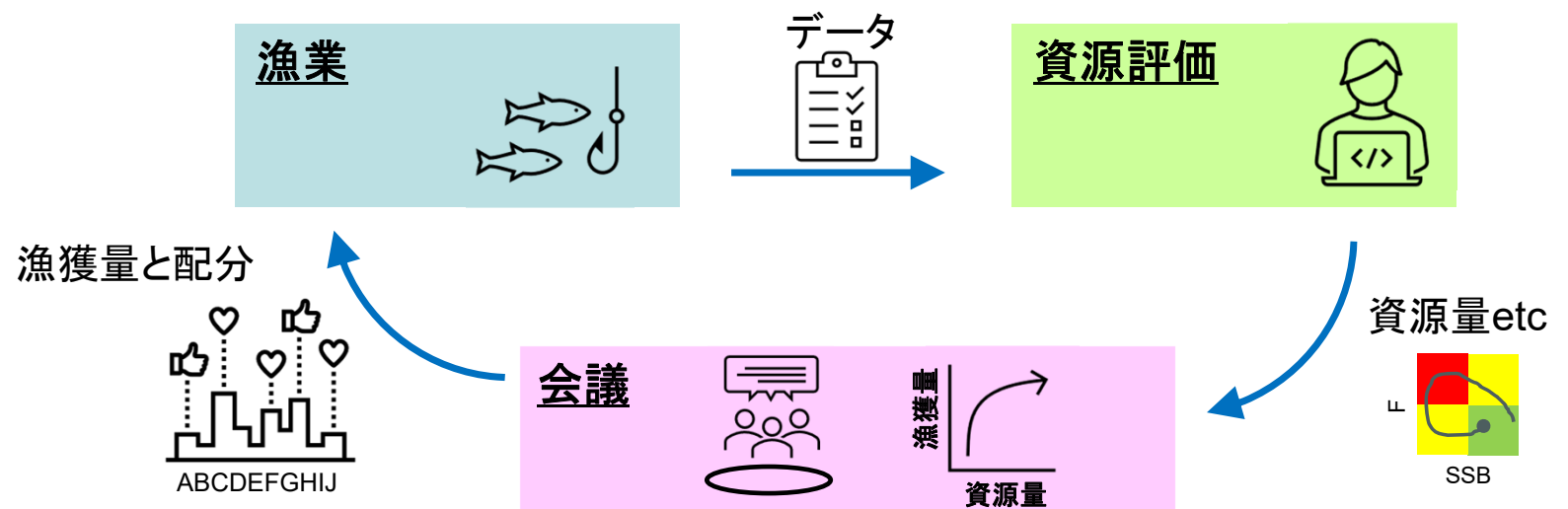


管理戦略評価(MSE)とは何か？

❖ 資源管理のシミュレーションパッケージ.

- 数年ごとの資源評価に基づく管理方策の変更をコンピュータ上で再現.
- 『資源量がどうなったら、漁獲量(TAC)をどうするか』のルールを選ぶためのシミュレーション.
- 複数のルールの中から、できるだけ資源が安全で、漁獲量が多くなるルールを選定する.
- MSEでルールが決まったら、数年ごとの資源評価とルールに基づいて、翌年以降のTACが決まる.

コンピュータ
シミュレーション



太平洋クロマグロMSEの目的

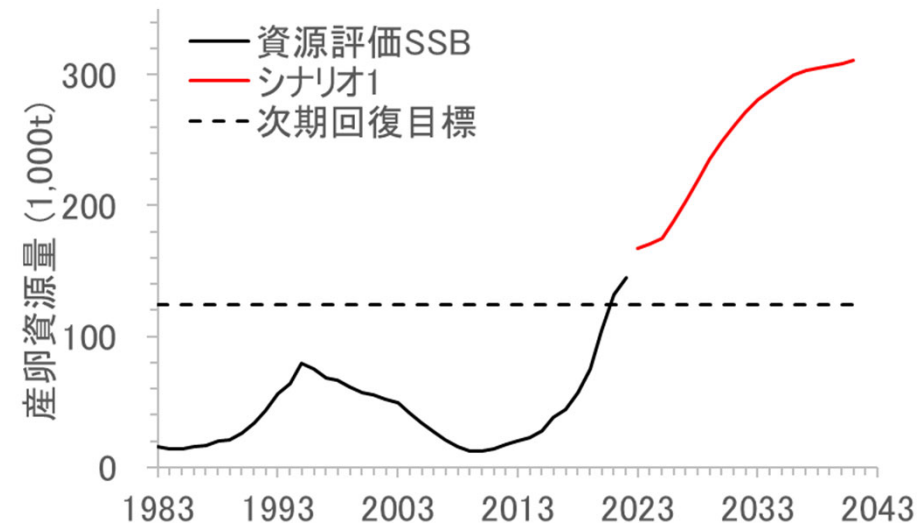


❖ 資源と漁業の状況

- 資源は回復目標を達成し、さらに回復傾向にある。
- 現在の措置は資源を非常に安全な水準で管理するもの。

❖ 長期的なクロマグロ漁業の管理

- 合同作業部会において、資源が回復目標を達成した後に、長期的にクロマグロを管理するための、漁獲コントロールルール(HCR)や管理基準値が議論されてきた。
- HCRの性能を比較し評価するため、合同作業部会はMSEの実施に合意。
- 合同作業部会はISCに対して、MSEのモデル等の技術開発を2025年までに完了するように依頼。
- ISCは、必要なモデル開発を順調に進めており、2025年の合同作業部会で結果を報告する予定。



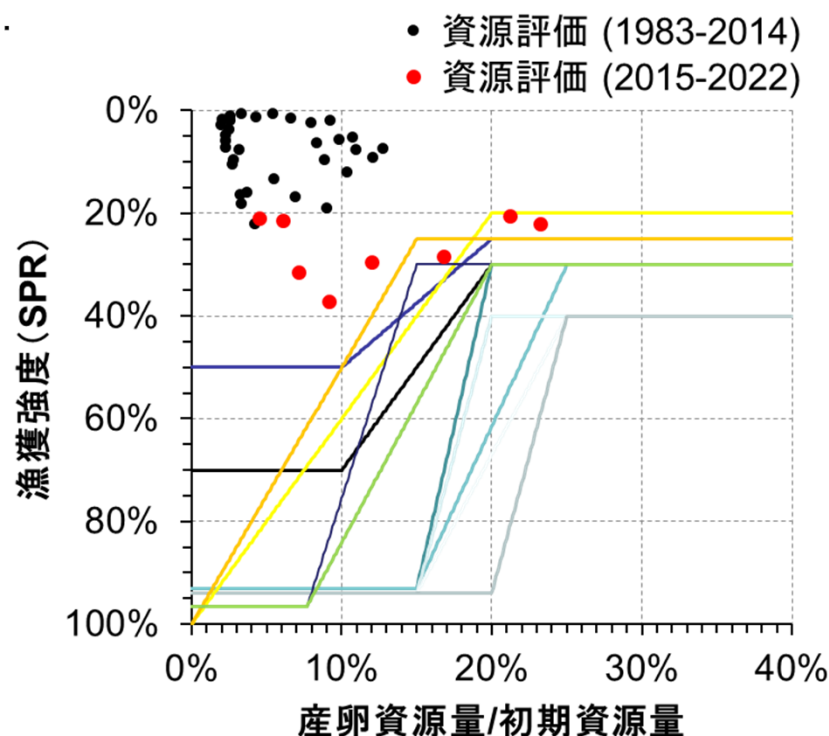
MSEで何を評価・比較するのか？

❖ 管理方式 (Management Procedure; MP)

- 資源の状態に応じて漁獲量 (TAC) を調節するために、予め合意しておくガイドライン。
- 資源評価の不確実性を考慮したシミュレーション (MSE) で評価。

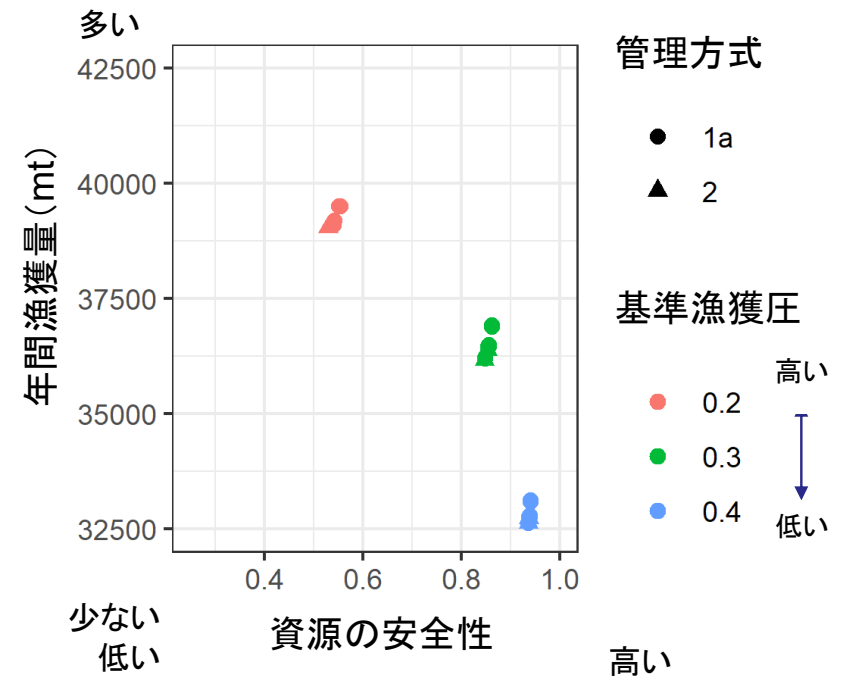
❖ 複数の要件 (管理目標) を満たす管理方式が選ばれる

- 資源が長期的に持続可能であること。
 - ✓ 資源が限界管理基準値以下となる確率が20%未満。
 - ✓ 漁獲圧が目標管理基準値以下となる確率が50%以上。
- 漁業も長期的に持続可能であること。
 - ✓ 毎回のTACの変動が25%未満。
 - ✓ 中期的、長期的に漁獲量が最大化される。
 - ✓ 東西太平洋での漁獲インパクト比が公平なバランスにある。
 - ✓ 東西太平洋全ての漁業の漁獲量を増加させる。



結果の例

- ❖ 複数の管理方式を、管理目標に沿った指標で評価する
 - 多くの場合、異なる目標はトレードオフの関係になる。
 - ✓ 漁獲量と資源の安全.
 - ✓ 小型魚の漁獲割合と全体の漁獲量.
 - ✓ 東西太平洋の漁獲割合(漁獲インパクト).
 - トレードオフの関係を可視化し、妥協点を探ることも、MSEの機能の一つ.
 - 東西太平洋の漁獲割合(漁獲インパクト)や、小型魚と大型魚のバランスなどは、太平洋クロマグロMSEに特有の検討課題であり、論点になると考えられる.



今後の資源評価およびMSEの予定

- ❖ 本年の合同作業部会にて、ISCの今後の資源評価とMSEの予定を報告する。
 - MSEのシミュレーション計算に必要なモデル開発は、大部分が終了。
 - ✓ 2024年末には、試験的なシミュレーション結果を提示できる予定。
 - 2025年の合同作業部会にMSEの最終結果を報告する予定。
 - 3年サイクルの管理サイクルを検討。
 - ✓ 資源評価(2024年)→MP更新(2025年)→データ収集・研究(2026年)→資源評価(2027年)・・・
 - ✓ 資源評価では、資源の状況を詳細に調べ、想定外のことが起こっていないかを精査する。
 - ✓ MPの更新では、翌年からのTACを計算する。

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
資源評価	○			○		
暫定の管理ルール		→				
MSE/MP	MSE最終化	MP更新			MP更新	
MSEに基づく管理方式			→			→

ご清聴
ありがとうございました



議事(3)③

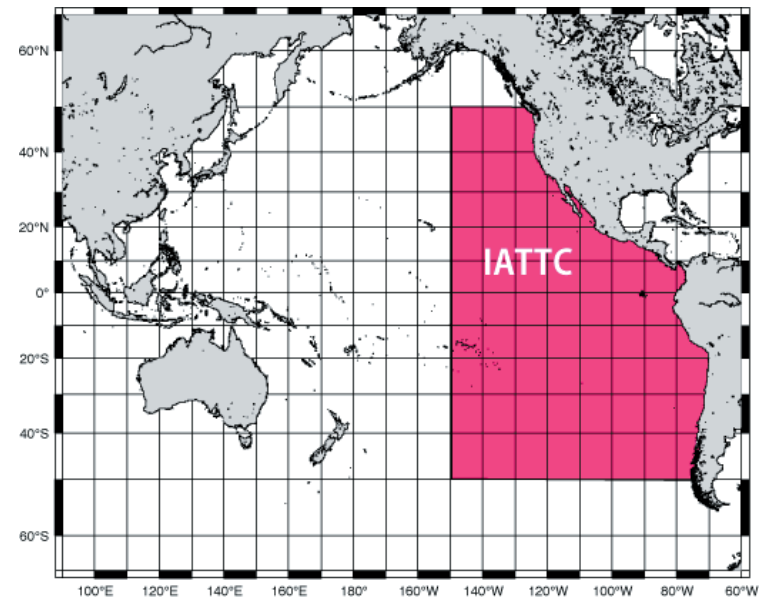
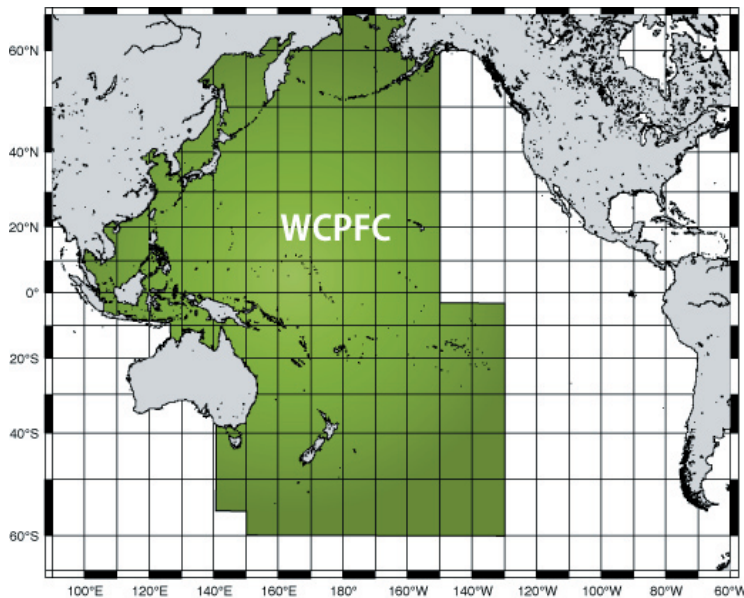
本年のWCPFC関連会合の
開催予定と対応について

1. 地域漁業管理機関(RFMO)による管理

1-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関 (R F M O)

Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 太平洋クロマグロは、太平洋の西側は中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、東側は 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) が管理。
- WCPFCとIATTCの合同作業会合において、太平洋の東西で調和のとれた保存管理措置を議論。



1-2. WCPFC及びIATTCにおける現行措置（2022年以降適用）

決定内容(2022年以降)	備考
<p>WCPFC(西太平洋)</p> <p>小型魚: 変更なし (4,725トン ⇒ 4,725トン)</p> <p>大型魚: 15%増 (6,591トン ⇒ 7,609トン)</p>	<p>以下の措置について、2022-2024年の3年間延長</p> <ul style="list-style-type: none">・未利用分の繰越率の上限を、漁獲枠の5%から17%へ増加・小型魚枠の10%を上限として、「1.47倍」換算して大型魚へ振り替えが可能 (2024年のみ30%まで振替可能)
<p>IATTC(東太平洋)</p> <p>15%増 + 200トン (3,300トン ⇒ 3,995トン) (※1年あたりに換算)</p>	<p>2022-2024年の3年間の措置</p>

1-3. 今後のスケジュール

2024年

7月10日
～13日

WCPFC北小委員会－IATTC合同作業部会（釧路）

クロマグロの統一的な措置を検討

7月15日
・16日

WCPFC北小委員会（釧路）

合同作業部会の結果を議論し、年次会合へ勧告



9月2日
～6日

IATTC年次会合（パナマ）

合同作業部会の結果を踏まえ、IATTCの措置について議論



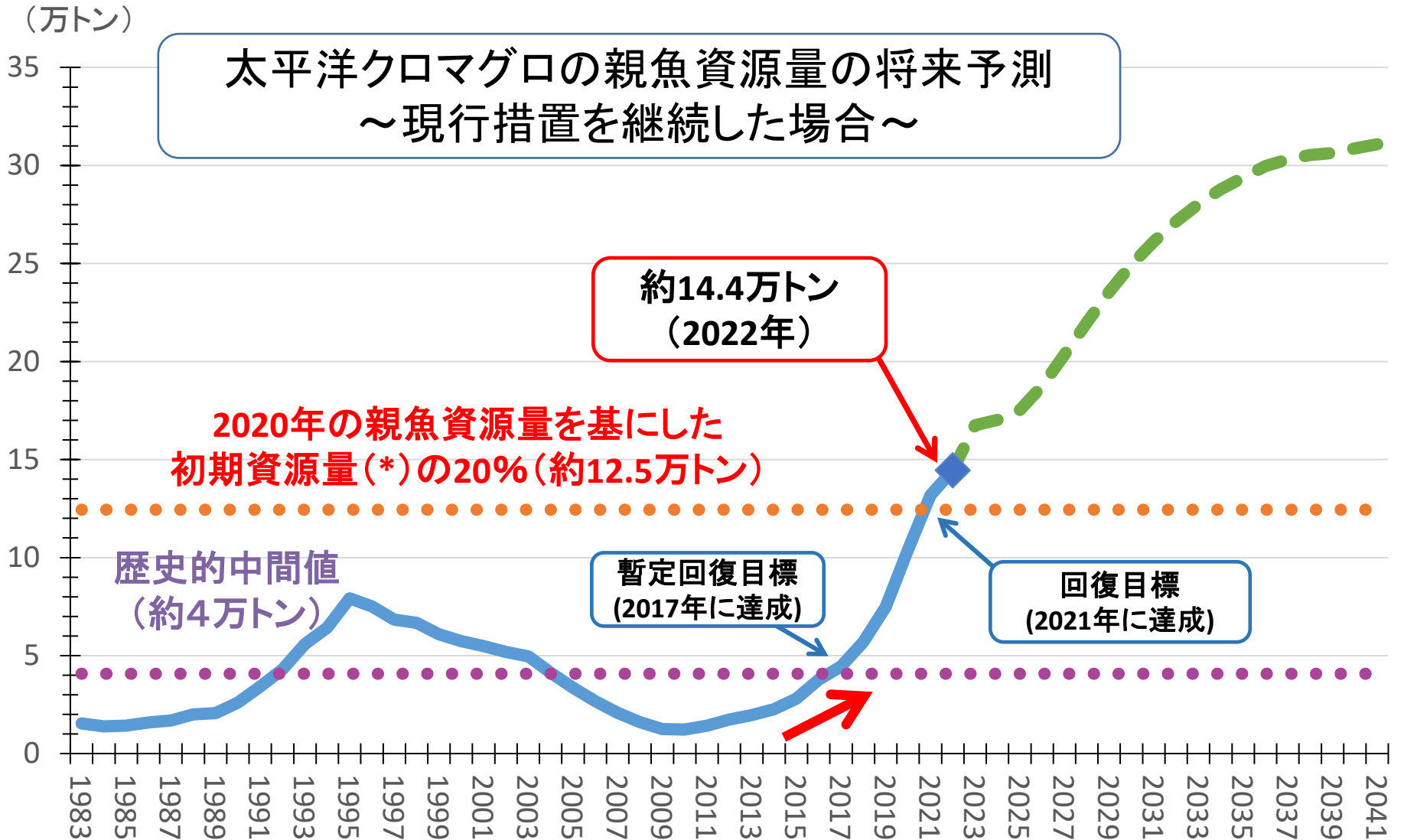
12月1日
～6日

WCPFC年次会合（フィジー）

北小委員会の勧告の承認について議論

2. クロマグロ資源状況

2-1. 最新（2024年）の資源評価結果（将来予測）



(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

2-2. ISCの管理勧告（抜粋）

- 将来予測の結果から、漁獲上限の増枠は可能ではあるが、増枠幅を大きくするほど、初期資源量の20%を割り込むリスクが増加する。
- 将来予測の結果は、定められた保存管理措置が厳格に守られていること、また生物学的条件が一定であることを見込んでいる。
例えば、将来予測の結果には、投棄による死亡率は見込まれていない。投棄による資源の減耗は、将来の増枠の一部として考慮されるべきである。

2-3. 太平洋クロマグロの「漁獲制御ルール」

○現行の漁獲制御ルール(2023年に合意)

回復目標(初期資源量の20%)の達成後、管理戦略評価(MSE)に基づく長期的な管理方式の策定までの間に適用する、暫定的な漁獲制御ルールとして以下を定める。

資源評価の結果、

(A) 初期資源量の20%を下回る確率が、60%を超える場合、

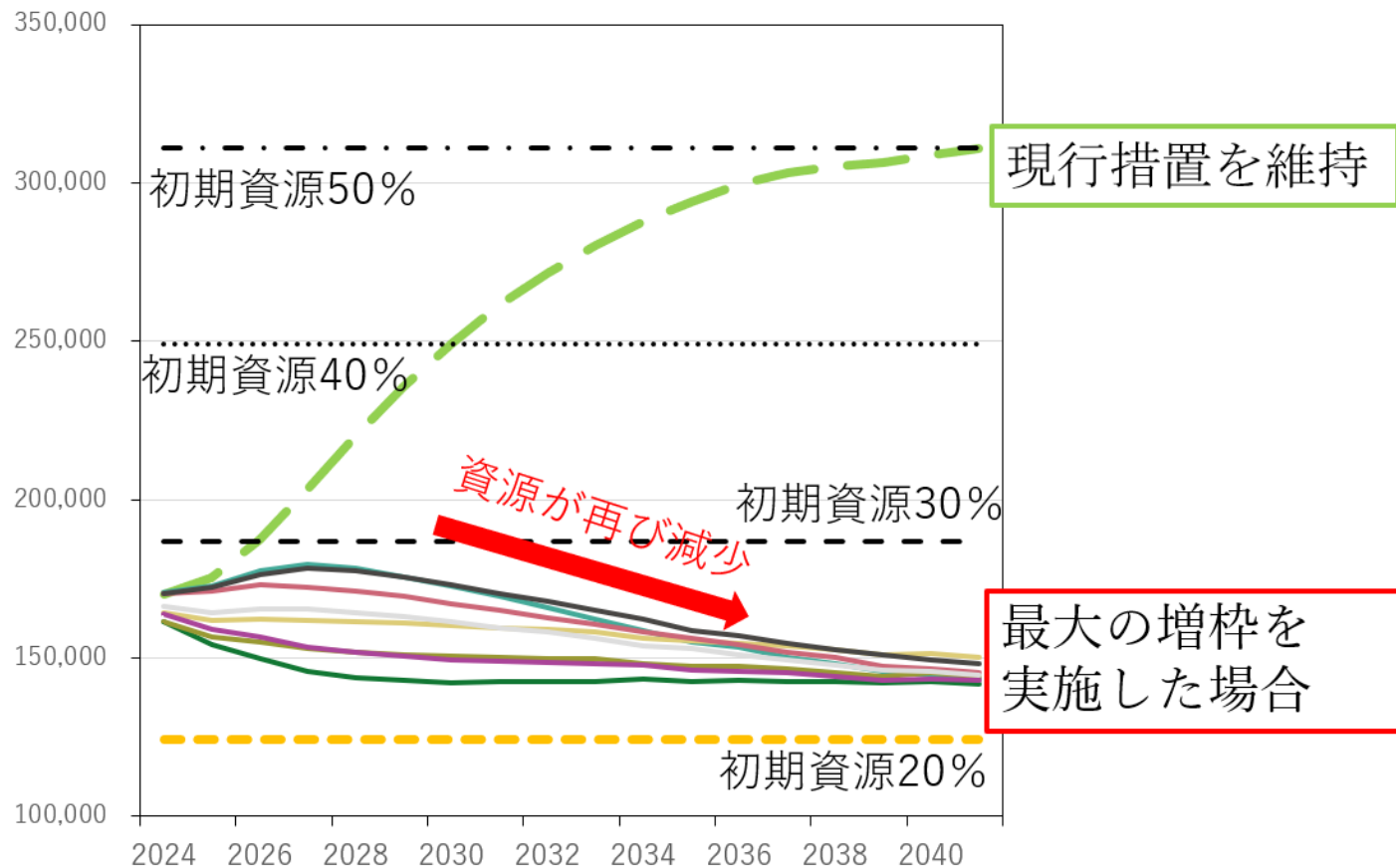
60%以上の確率で、10年以内に初期資源量の20%を上回るよう、**管理措置を強化。**

(B) 初期資源量の20%を上回る確率が、60%を超える場合、

同確率を60%以上に維持できる範囲で**措置の調整を行うべき。**

2-4. 最新の資源評価結果（将来予測シナリオ）

○現行の漁獲管理ルール（60%以上の確率で「初期資源量の20%」を維持）が許容する最大の増枠を行った場合、親魚量が再び「初期資源量の20%」に向けて減少（収束）する。



3. 今後の対応方向

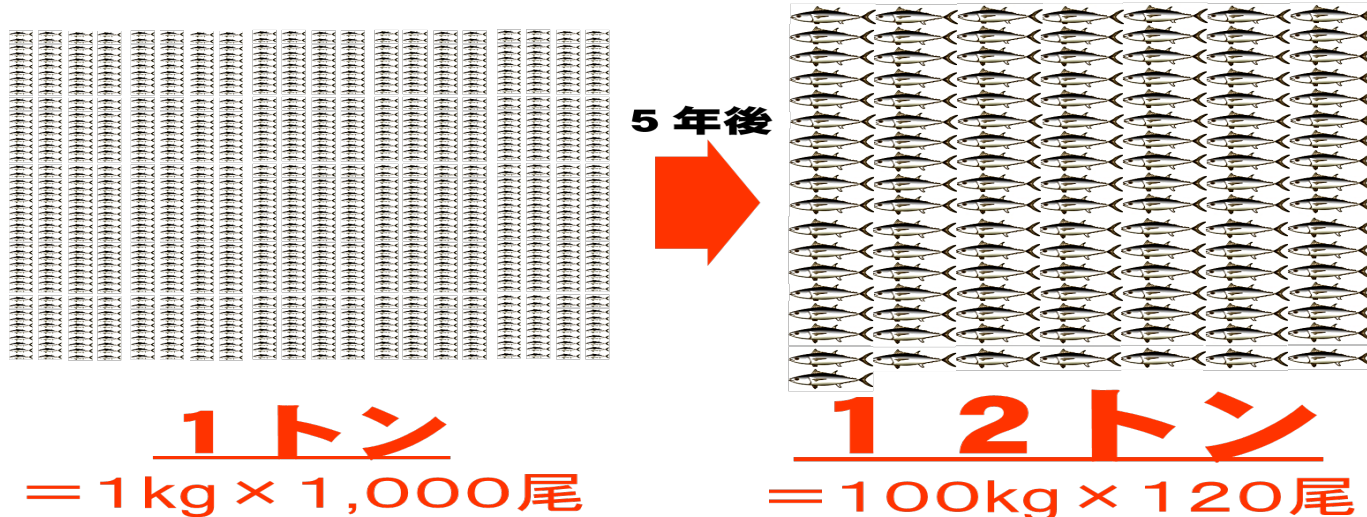
3-1. 追加の将来予測シナリオ

○合同作業部会の共同議長は、親魚量の回復が維持できる範囲での増枠シナリオについても、将来予測を得ておくため、下記の具体的な増枠シナリオによる将来予測を、ISCに追加で依頼すべく、関係国と調整中。

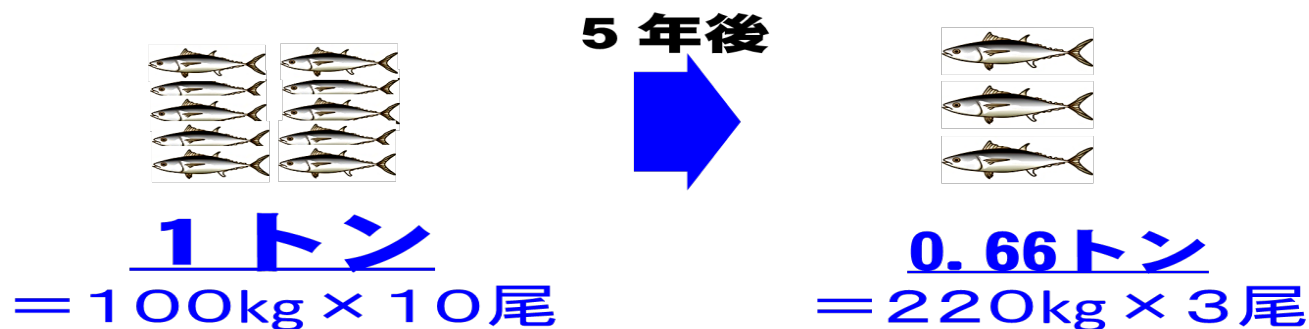
シナリオ 番号	シナリオの設定		
	西部太平洋		③東部太平洋
	①小型魚	②大型魚	
現行措置	4,475 トン	7,859 トン	3,995 トン
追加1	増枠なし	+ 50%	+ 50%
追加2	+ 5%	+ 50%	+ 50%
追加3	+ 5%	+ 70%	+ 70%
追加4	+ 10%	+ 50%	+ 50%
追加5	+ 20%	+ 50%	+ 50%
追加6	+ 20%	+ 100%	+ 100%

3-2. 小型魚と大型魚を漁獲した場合の5年後の資源量の試算

小型魚を1トン獲らない場合



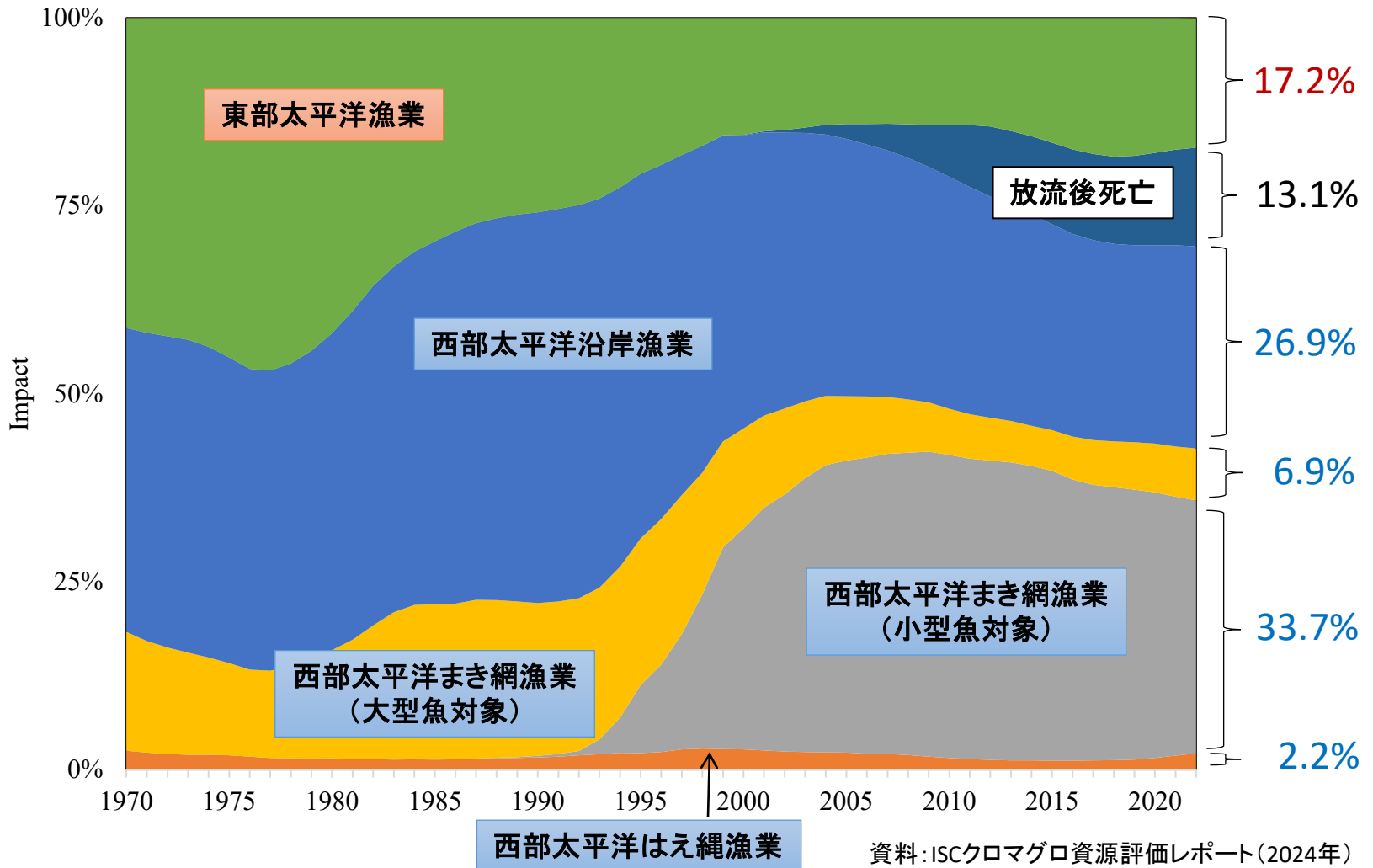
大型魚を1トン獲らない場合



※自然死亡率と成長式を用いて、国際水産資源研究所が試算

※関係国は、資源へのインパクトが大きい小型魚の増枠には慎重な立場

3-3. 各漁業が親魚量に与えるインパクト



※米国・メキシコは、インパクト比を1980年代の西部：東部＝7：3に戻すことを主張

4. 太平洋クロマグロの監視取締措置について

4-1. 監視取締措置の現状について

○近年、IATTC年次会合において、EU提案等により、太平洋クロマグロの監視取締措置（漁船・養殖場の登録、漁獲報告の迅速化、放流・投棄の把握、操業や水揚げの監視等）の導入についての議論がなされており、本年はWCPFCを含め同様の提案が見込まれることから、本年の増枠交渉に際しては、一定の対応を行う必要。

○我が国からは、

- ①各国から以下の監視取締措置の実施状況を報告することを義務付ける、
- ②合同作業部会の下に技術会合を設け、具体的な監視取締措置を検討するとの対案を提出する予定。

各国に報告を求める監視取締措置

①漁業における監視取締措置

- ・漁獲を認められた漁船及び定置網の登録
- ・漁獲量の報告頻度
- ・転載・陸揚げ港の指定
- ・報告漁獲量のモニタリング措置
（陸揚げ検査体制等）

②養殖における監視取締措置

- ・養殖場の登録
- ・活込時の尾数・数量の報告
- ・出荷時の尾数・数量の報告
- ・活込数量のモニタリング措置

5. その他

5-1. 未報告漁獲事案への対応

- 昨年の会合では、日本国内で発生した、違法な未報告漁獲の事案を報告し、報告漁獲量を修正するとともに再発防止や管理の強化を行うと説明したところ。
- 今年の会合では、最新の報告漁獲量への修正を報告するとともに、「漁業法」、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」の改正提案等により管理強化に取り組んでいることを報告。

5-2. 漁獲証明制度 (CDS: Catch Document Scheme)

- 国内での対応と並行して、WCPFCにおいても、違法漁獲・取引の防止策として、漁獲証明制度 (CDS) の導入に向けた議論を推進。
- 昨年の合同作業部会では、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) のCDSをシステム開発のベースにすることで意見が一致したところ。

漁獲証明制度:

漁獲の段階から漁獲物の移動を記載した書類を政府や第三者機関が認証することで、当該漁獲物が保存管理措置を遵守したものであることを確認する制度

(1) 経緯

- ✓ 大西洋クロマグロは2008年から、ミナミマグロは2010年から導入済。
- ✓ 2018年より、WCPFC北小委員会－IATTC合同作業部会の下に技術会合を設置し、漁獲証明制度を検討。

(2) 目的

- ✓ ①違法漁獲物の市場からの排除
- ✓ ②クロマグロ保存管理措置の実施支援

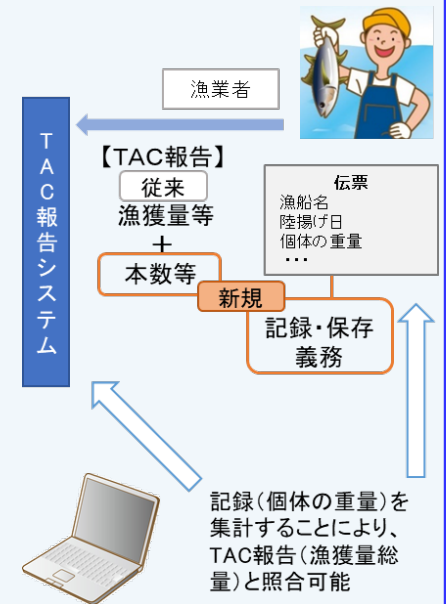
背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

法律案の概要

1. 漁業法の一部改正

- (1) 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
 - ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
 - ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
 - ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
 - ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- (2) 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）

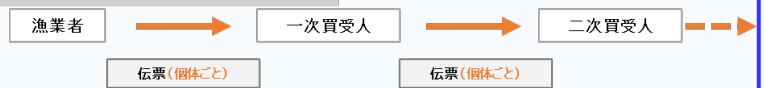


2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- (1) 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、
 - ① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）
 - ② 取引記録の作成・保存（第9条）
 - ③ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）を義務付ける。
- (2) 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- (3) 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。

<想定される情報伝達パターン>

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



施行期日

※この他、法改正に伴い改正が必要となる持続的養殖生産確保法第4条第1項の表現を適正化する。

主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行